

日本中國學會報 第七十四集
二〇二二年十月八日 發行 拔刷

東方文化研究所 『尙書正義定本校勘記』 と 『讀尙書注疏記』 における
「以疏爲據」の校勘について

張 寶 三

東方文化研究所『尙書正義定本校勘記』と『讀尙書注疏記』における「以疏爲據」の校勘について

張 寶 三

はじめに

東方文化研究所の經學文學研究室は、一九三五年四月から一九四一年二月まで『尙書注疏』校定の共同研究を進めた。^①この共同研究の主な成果として『尙書正義定本』（附『校勘記』）と『讀尙書注疏記』が刊行され、他に吉川幸次郎が個人で『尙書正義』の日本語譯を作成した。^②『尙書正義定本校勘記』（以下『定本校記』）と『讀尙書注疏記』（以下『讀注疏記』）は、中國の學界ではあまり利用されてこなかったが、近年の杜澤遜主編『尙書注疏匯校』は初めて『定本校記』を用い、十五種の校記の一つに擧げている。ただし、おそらく體例の關係から、『匯校』は『讀注疏記』を用いなかった。^③『定本校記』と『讀注疏記』の校勘成果は、昭和年間における日本の學者の經籍校勘の高い水準を反映し、なかでも「以疏爲據」の校勘方法に特徴がある。本稿では、『定本校記』と『讀注疏記』について、まずその撰述と出版の過程について考察し、次に兩者の異同を比較しながら、「以疏爲據」の校勘法を検討し、その學術的價値を明らかにする。これによって、この二つの資料が學界に更に重視され、充分に活用されることを期待したい。

『讀注疏記』の刊行は『定本校記』より先であるから、先に『讀注疏記』を論じる。

(一) 『讀注疏記』の撰述と刊行の過程

『讀注疏記』は日本語で書かれ、『東方學報 京都』第七冊（一九三六）と第十一冊第四分（一九四二）^④に十次に互つて發表され、その後『吉川幸次郎全集』第二十一卷に収録された。吉川幸次郎は『全集』第二十一卷末「補編 I 自跋」でこう述べる。

『讀尙書注疏記』は、昭和十年から十八年まで、京都北白川の東方文化研究所において、「尙書正義定本」作成のために行なわれた共同研究の記録である。私だけの仕事でないため、さきには（筆者注…これまでの『全集』には）收めなかつたのが、研究所刊行の「尙書正義定本」の「校勘記」、また私によるその書物の全譯、後者は全集八卷から十卷にわたつて收めるのと、あい待つて、この中世の注釋を讀む人に貢獻すると思ひ、また原掲載誌の入手困難を訴える方もある^⑤ので、同研究所の後身である京都大學人文科

學研究所の許諾を得て、ここに収める。當時、所員としての共同研究参加者は、倉石武四郎、故新美寛、故渡邊幸三、平岡武夫、佐藤匡玄、故小倉弘毅、故高倉正三、市原亨吉、梅原慧蓮、白木直也、吉田行範、故安田二郎、飯田利行などの諸氏、あるいは前後を通じ、あるいは時期をこととしてである。重澤俊郎、小川環樹、鈴木直治、高橋峻などの諸氏も、所外から参加された時期がある。それら多くの人人の討議を経ての結論を、主として私が整理し、この形にまとめたが、執筆も一部分は私によらない。第十七卷「立政」篇以下を欠くのは、私が整理の責任を怠ったからである。

以上から、『讀注疏記』の内容は東方文化研究所『尙書注疏』校定共同研究メンバーによる討論の結果であるが、主に吉川が整理を加えて執筆したため、その成果が吉川幸次郎の名に歸せられたと分かる。なお、『讀注疏記(十)』は卷十七『周書』の「立政」で終わり、同卷の「周官」から卷二十『秦誓』の十一篇を缺く。その理由は吉川幸次郎が自ら整理の責任を怠ったと言うほかにあるのか、詳しくは分からない。

『讀注疏記』を『東方學報 京都』に發表する過程で遺漏や錯誤があった場合、「補遺」や「補訂」が加えられ、これは計五回ある。『讀注疏記』が後に『吉川幸次郎全集』に收められた際、この五回の補遺・補訂はいずれもその内容に對應する篇に移されている。

(二)『定本校記』の撰述と刊行の過程

『尙書正義定本校勘記』は漢文で書かれ、『尙書正義定本』の各卷末に附される。『定本校記』の撰述について、平岡武夫は「先學を語る―吉川幸次郎博士」にてその共同研究の様子を以下のように回想している。

これは厳しいものでしたな。一つの言葉に徹底的に、本當に姿勢を正して、當りました。まず初めに幾つかの本を、テキストを集めるわけですね。……そのとき私は助手だったです。こうして幾つかのテキストを集めて校勘するのです。その異同表をプリントにします。次にそのどれがいいかどかが誤りかを議論する。だから、五時を過ぎることはしよつちゅうありました。……それが済んで皆さん歸られてから、倉石先生・吉川先生と私と三人が残って、校勘記を書いてしまふんですね。それがなかなか、漢文で書いて校勘のニュアンスを出さねばならぬので、難しくて。

ここから、『校勘記』の初稿は共同研究班のメンバーの會讀と討論の後に、倉石武四郎・吉川幸次郎・平岡武夫の三人が結論を整理して完成させたと分かる。ただ、平岡は一九三六年五月―一九三八年十月に北京へ留學しており、全作業に参加できたわけではない。

『尙書正義定本』(附『校勘記』)は全二十卷、八冊で、四次に互って刊行された。第一次(卷一―卷五、第一・二兩冊)は一九三九年七月刊行、第二次(卷六―卷九、第三・四兩冊)は一九四〇年八月刊行、第三次(卷十―卷十四、第五・六兩冊)は一九四二年十月刊行、第四次(卷十五―卷二十、第七・八兩冊)は一九四三年三月刊行である。第八冊の末尾には「纂修姓氏」として「倉石武四郎、吉川幸次郎、重澤俊郎、平岡武夫、佐藤匡玄、小倉弘毅、高倉正三、市原亨吉、梅原慧蓮、白木直也、吉田行範、安田二郎、飯田利行」の名が記載されている。東方文化研究所經學文學研究室の主任はもと倉石武四郎で、一九三八年四月から吉川幸次郎が引き継いだ。そのため「纂修姓氏」は倉石の名を最初に擧げているが、この書の刊行に最も力を盡したのは吉川である。

二、『定本校記』と『讀注疏記』の比較

『定本校記』と『讀注疏記』はともに『尙書注疏』校定¹⁵共同研究の成果から作られたが、前者が簡潔な漢文であるのに對し、後者は日本語で書かれ、豊富な内容を含む。兩者はその内容においても注意すべき差異を含んでおり、以下にその差異を述べる。

(一)『定本校記』は校勘を重んじ、『讀注疏記』は他の問題に及ぶ

『定本校記』は『尙書正義定本』の校勘記であり、『定本』各巻の後ろに改頁して附される。第一巻の巻端には「尙書正義校勘記卷之一」と題し、版心の上部には「尙書正義」、真ん中には「卷一」、下部には「校勘記」と題する。『定本校記』の各條は摘句して校勘を附し、校語は雙行小字で記される。こうした『定本校記』の形式は清阮元刻本に附される『尙書注疏校勘記』と近い。ただ、阮刻本には「尙書注疏校勘記序」に「引據各本目錄」が附されるのに對し、『定本校記』には序がなく、その校書目錄は「尙書正義定本序」の末尾にある。總じて、『定本校記』は『尙書正義定本』の經・傳・疏を校勘することが主な内容である。

『讀注疏記』は劄記の形式で、『東方學報 京都』に十次に互つて掲載され、これも序はない。各巻は巻次と篇目を掲げ、その下に摘句して論じる。十次それぞれが若干巻を含み、『吉川幸次郎全集』第二一卷には『讀注疏記』をまとめて収録し、『東方學報 京都』のものとの發表の時期と號數を載せている。

『讀注疏記』は劄記であるから、校勘の外にも『尙書注疏』に關する各種の問題を議論する。たとえば、句讀、『正義』の引文の出處、『正義』の文義の解讀、前人の輯佚の是非などを論じ、その内容の範

圍は『定本校記』に比べて遙かに廣い。

(二)『定本校記』は校勘の結論だけを載せ、『讀注疏記』は判斷の理由を述べる

『定本校記』の記述は簡要で校勘の結論だけを載せるが、『讀注疏記』は判斷の理由を多く述べ、『定本校記』の補充説明として有用である。一例を示す。

『尙書』堯典に「帝曰、咨汝羲暨和、朞三百有六旬有六日、以閏月定四時成歲」とあり、孔傳に「咨、嗟。暨、與也。連四時曰朞。一歲十二月、月三十日、正三百六十日。除小月六、爲六日、是爲一歲有餘十二日。未盈三歲、足得一月、則置閏焉。以定四時之氣節、成一歲之曆象」といふ。孔穎達『正義』は孔傳を疏解し、

六曆諸緯與周髀皆云、日行一度、月行十三度十九分度之七、爲每月二十九日過半。日之於法、分爲日九百四十分日之四百九十九。

(卷二十九丁オ)

と述べる。『定本校記』は疏文を校勘し、

分爲日九百四十分日之四百九十九「爲」下疑當補「九百四十分爲」六字。

と述べる。これについて『讀注疏記』は、

日之於法分爲日九百四十分日之四百九十九(前略)今案ずるに『左傳』文元年の疏に閏を論じた一段尤もこの疏と契合するが、彼の疏の首には一日於曆法分爲九百四十分とあるから、此も同じ意味の文が脱したのであろうと考えて、分爲の下に六字を補ひ日之於法、分爲九百四十分、爲日九百四十分日之四百九十九と讀んじたい。

と述べる。『校勘記』はただ「爲下疑當補九百四十分爲六字」という

だけでその根拠を言わないが、『讀注疏記』を見るとこれが『左傳』文公元年疏に據ったことが分かる。

(三) 『定本校記』と『讀注疏記』の間の不一致

『定本校記』と『讀注疏記』はどちらも『尙書注疏』校定・共同研究の成果ではあるが、兩者にはときおり見解の不一致が見られる。一例を示す。

孔安國「尙書序」に「漢室龍興、開設學校、旁求儒雅、以闡大猷。濟南伏生、年過九十、失其本經、口以傳授、裁二十餘篇、以其上古之書、謂之尙書。百篇之義、世莫得聞」とある(卷一、十丁オ)。これについて『正義』は、

案王充論衡及後漢史獻帝建安十四年黃門侍郎房宏等說云「宣帝泰和元年、河内女子有壞老子屋、得古文泰誓三篇。」(卷一、十一丁オ)と述べる。『定本校記』は疏文を校勘し、

宣帝泰和元年「泰和」監本改作「本始」、是也。(卷一、三丁オ)と述べる。これについて『讀注疏記』は以下のように述べる。

宣帝本始元年河内女子有壞老子屋 單疏八行十行諸本みな本始を泰和に誤る。案ずるに釋文序錄に漢宣帝本始中河内女子得泰誓一篇とあれば、監本以下の校改に従うべきである。(二二六九頁)

『尙書正義定本』は「泰和」に作り、單疏本・八行本・十行本諸本に従う。監本以下は「泰和」を「本始」に改め、『定本校記』は監本の改變を是とするが、その本文は「泰和」とし、監本に従ってはいない。『讀注疏記』のこの條の標題には「本始」とあるから、本文を「本始」とする。『定本校記』と『讀注疏記』の校勘の意見は同じであるが、揭示された本文は一つが「泰和」、一つが「本始」に作り、不一致が生まれている。⁽²⁰⁾

三、『定本校記』と『讀注疏記』の「以疏爲據」の校勘の論述

「以疏爲據」は『定本校記』と『讀注疏記』の多くの校勘方法の中で最も特色のあるものといえ、かつて吉川幸次郎は『尙書正義』解題―『尙書正義定本』の公刊に際して―の中で『尙書正義定本』の校勘についてこう述べている。

また從來の諸家に欠けていた業績として、「正義」の據った「經」の「傳」のテキストを、「正義」から出發して考定した。⁽²¹⁾

ここで「正義」から出發して」というのが、本稿でいうところの「以疏爲據」である。⁽²²⁾以下、これに關連する論述について、分析を加える。

(一) 與疏不合(疏に合わない例)

『尙書』益稷に「夔曰、夏擊鳴球、搏拊琴瑟以詠、祖考來格。虞賓在位、群后德讓。下管鼗鼓、合止祝故」といい、孔傳は「堂下樂也。上下合止樂、各有祝故、明球絃鐘簫、各自互見」という(卷五、十四丁ウ)。「正義」は孔傳を疏解しこう述べる。

上言作用、此言器名、兩相備也。上下皆有祝故、兩見其文、明球絃鐘簫、上下樂器不同、各自更互見也。絃謂琴瑟。鐘、鏞也。簫、管也。(卷五、十六丁オ)

『定本校記』は孔傳を校勘し、
明球絃鐘簫 内野本、神宮本、足利本如此。「絃」、八行本作「弦」。

案作「絃」與疏合。(卷五、三丁オ)

と述べる。『讀注疏記』は、
傳明球絃鐘簫各自互見 内野本神宮本足利本に據る。其の他の

本は絃字を弦に作るが、疏と合せぬ。(三三三頁)
 と述べる。孔傳「明球絃鐘籥」の「絃」字は、注疏本の傳文は多く「弦」に作り、日本の内野本・神宮本・足利本等の舊鈔本は「絃」に作る。しかし『正義』の諸本の疏文はいずれも「絃」に作るため、『定本校記』は「作絃與疏合」といい、『讀注疏記』は「其の他の本は絃字を弦に作るが、疏と合せぬ」と述べる。つまり疏文に合うかどうか校勘の判断の根據となっており、その根據によって『尙書正義定本』は「絃」を是とし、傳の「弦」を「絃」に改める。

(二) 不得疏忽(疏の意を得ない例)

『尙書』舜典に「帝曰、兪、咨垂、汝作共工」といい、孔傳は「共謂供其職事」という(卷三、二十五丁オ)。「正義」は孔傳を疏解し、

堯典傳云「共工、官稱。」即彼以「共工」二字爲官名。上云「疇若予工」、單舉工名、今命此人云「汝作共工」、明是帝謂此人堪供此職、非是呼此官名爲共工也。(卷三、二十五丁オ)

と述べる。『定本校記』は經文を校勘し、

汝作共工「作」字各本無、與疏不合。今據内野本、神宮本、足利本補。(卷三、頁七オ)

と述べ、『讀注疏記』は

汝作共工 内野本神宮本足利本に據る。其の他の本には作字が無いが、疏の今命此人云、汝作共工と合せぬ。且つ抑も此の節の疏は、經に作字があればこそ、口舌を費しているのであつて、浦氏盧氏が反つて疏の作字を刪らんとするのは全く疏忽を得ぬ。(三二二頁)

という。『尙書正義定本』舜典のこの箇所の經文は「汝作共工」とし、諸本には無い「作」字を補う。これは内野本・神宮本・足利本等の舊

鈔本に基づき改めたものである。『定本校記』と『讀注疏記』にはいずれも經文に「作」字が無い本は疏と合わないの従うべきではないとしており、これは前項の「與疏不合」の説明と同じである。なお、浦鐘は「作當衍字」、盧文弨は「毛本汝下有作、衍」という。兩者はともに疏文「汝作共工」の「作」字を衍字とするが、『讀注疏記』は浦・盧二家の説は「全く疏忽を得ぬ」とし、従わない。

(三) 今據疏改(疏に據つて改める例)

『尙書』禹貢に「東過洛汭、至于大岨」といい、孔傳は「洛汭、洛入河處。山再成曰岨。至于大岨而北行」という(卷六、二十四丁ウ)。「正義」は

釋山云「再成英、一成岨。」李巡曰「山再重曰英、一重曰岨。」傳云「再成曰岨」、與爾雅不同。蓋所見異也。(卷六、二十四丁ウ)

と述べ、『定本校記』には、

至于大岨「岨」、各本作「伾」、今據疏改。傳放此。案陸氏釋文云「伾、本又作岨。」(卷六、七丁ウ)

とある。『讀注疏記』は、

至于大岨 岨字を各本みな伾に作るが、今疏に據つて改む。傳の兩岨字も同じ。釋文には伾本又作岨と云い、詩般疏に此の經を引くものもまた岨に作る。(三六四頁)

という。このの經文と傳文の「岨」字は、諸本はいずれも「伾」に作るが、『尙書正義定本』は「岨」に改める。『定本校記』と『讀注疏記』はともに「今據疏改」といい、疏を根據としている。他に『定本校記』と『讀注疏記』に「今據疏正」という場合も同じ意味である。

(四) 考案疏忽(疏の意を考案する例)

『尙書』舜典序に「虞舜側微、堯聞之聰明、將使嗣位、歷試諸難、

作舜典」という(卷三、一丁オ)。また舜典の本文に「舜典。曰若稽古帝舜、曰重華」といい、孔傳は「舜典」の二字を釋して「典之義與堯同」という(卷三、一丁ウ)。『定本校記』は經文「舜典」を校勘し、

舜典 此經傳、八行本在「作舜典」下、考案疏意、非其次也。今移。(卷三、一丁オ)

といい、『讀注疏記』は

舜典 八行本は此の二字及び傳の典之義與堯同の六字を作舜典の下、疏虞舜至舜典の上に置くが、疏意を案ずるに、標題の至舜典は上文の作舜典を指し、此の舜典ではない。今閩本等に従つて疏皆是試以治民之難事也の下に置く。(二九二頁)

という。この序文の後、經文の前にある篇名の「舜典」の二字とその孔傳は、足利學校藏八行本では書序の「作舜典」の後、疏「虞舜至舜典」の前に置かれる。『定本校記』は「考案疏意、非其次也」とし、書序の疏の後、經文「曰若稽古帝舜」の前に移す。『讀注疏記』の説は同じで、更に詳しい。『尙書正義定本』の他篇の篇首にも、これに類する篇名の位置を移動する校勘は多く見え、その根據は「考案疏意」による。

四、『定本校記』と『讀注疏記』の「以疏爲據」の校勘の基準

『定本校記』と『讀注疏記』の「以疏爲據」の校勘では、場合に應じて疏に従うべき理由、従うべきでない理由が論述されている。紙幅が許す範囲で、その判断基準の例を以下に示す。

(一) 標題

『定本校記』と『讀注疏記』のいう「疏之標題」は、疏の標起止の

文を指す。『五經正義』の各『正義』の原本は單行し、經・注と合わさつていなかったため、經・注を釋す際には必ず先に疏解する對象となる經・注を標示した。『定本校記』と『讀注疏記』ではこれを「標題」と稱する。『定本校記』と『讀注疏記』ではよく疏の標題を利用して版本の是非を判断する。以下に一例を示す。

『尙書』堯典に「寅賓出日、平秩東作」とあり、孔傳に「寅、敬。賓、導。秩、序也。歲起於東、而始就耕、謂之東作。東方之官、敬導出日、平均次序東作之事、以務農」という(卷二、九丁ウ)。『正義』は孔傳を疏解し、

「寅、敬」、釋詁文。賓者主行導引、故賓爲導也。……言敬導出日者、正謂平秩次序東作之事以務農也。(卷二、十五丁オ)

という。『定本校記』は孔傳を校勘し、

以務農 「農」下各本有「也」字、與疏標題不合、今刪。(卷二、二丁ウ)

という。ここは『讀注疏記』には見えない。孔傳「以務農」は、各本いずれも「以務農也」に作るが、『正義』の標起止は「寅敬至務農」に作り、『定本校記』はこれに據つて「正義」の依據した本の孔傳には「農」の下に「也」字が無かったと判断し、刪去した。よつて『尙書正義定本』はこの傳文を「以務農」とし、「也」字がなく、諸本と異なる。

(二) 疏例

『尙書』堯典に「師錫帝曰、有鰥在下、曰虞舜」といい、孔傳に「師、眾。錫、與也。無妻曰鰥。虞、氏。舜、名。在下民之中、眾臣知舜聖賢、恥己不若、故不舉、乃不獲已而言之」という(卷二、二十五丁オ)。「正義」は孔傳を疏解し、

傳以師爲眾臣、爲朝臣之眾、或亦通及吏人。王肅云「古者將舉大事、訊群吏、訊萬人。堯將讓位、咨四岳、使問群臣。眾舉側陋、眾皆願與舜。」堯計事之次者、莫過禪讓、必應博詢吏人、非獨在位。王氏之言、得其實矣。(卷二、二十七丁オ)

という。ここは『定本校記』には説がなく、『讀注疏記』は以下のよう述べる。

堯計事之次者莫過禪讓 計字は例として疏家案語の發首に位する。堯計の二字の次序稍安からざるを覺える。(二九一頁)

『讀注疏記』はここで疏家が「計」字を用いる例から推測し、「堯計」は「計堯」に作るべきではないかとする。堯典疏の中にはしばしば「計」字から文章を起す例があるので、『讀注疏記』はこの説を立てた。これは疏の體例を論據とする例である。

(三) 文義

『尙書』泰誓下に「予克受、非予武、惟朕文考無罪。受克予、非朕文考有罪、惟予小子無良」といい、孔傳は後ろの三句を解釋して「若紂克我、非我父罪、我之無善之致」という(卷十、十三丁オ・ウ)。「正義」は孔傳を疏解し、

言克受、乃是文王之功。若受克予、非是文王之罪。而言非我父罪、我之無善之致者、其意言勝非我功、敗非父咎、崇孝罪己、以求眾心耳。(卷十、頁十三ウ)

という。『定本校記』は疏文を校勘し、

言克受 「言」、疑當作「予」。(卷十、五丁ウ)

と述べる。『讀注疏記』は、

疏言克受 言字は文義を以て推すに予字の誤であろう。(四五五頁)

という。ここで『正義』は「言克受、乃是文王之功」というが、『讀注疏記』は「言克受」では文義が通じがたいとし、「言」は「予」の誤りと推測する。ここは版本上の根據はなく、いわゆる「理校」³⁰を行っている。

(四) 文氣

『尙書』大詔に「天降威、知我國有疵、民不康。曰予復、反鄙我周邦」といい、孔傳は「祿父言我殷當復、欺惑東國人令不安。反鄙易我周家、道其罪無狀」という(卷十二、十七丁ウ)。「正義」は孔傳を疏解し、

祿父以父罪滅殷、身亦當死、幸得繼其先祀、宜荷天恩、反鄙薄輕易我周家、言其不識恩養、道其罪無狀也。漢代止有無狀之語、蓋言其罪大無可形狀也。(卷十二、十八丁ウ)

という。この『定本校記』には説がなく、『讀注疏記』は

疏漢代止有無狀之語 止字が讀み難いことは否めない。しかし誤ではない。浦氏が衍字であると疑い、盧氏が正字の誤であると見るのは、文氣に背く。(四九九頁)

という。疏「漢代止有無狀之語」は、浦鏗は「漢代止有無狀之語、止疑衍字」といい、盧文弨は「漢代止有無狀之語、止疑當作正」という。『讀注疏記』は浦・盧二説ともに文氣に背くといい、これはおそらく文氣が通じないということだろう。

(五) 句法

『尙書』舜典に「曰若稽古帝舜、曰重華。協于帝、濬哲文明、溫恭允塞、玄德升聞、乃命以位」(卷三、一丁ウ)とあり、『正義』はこれを疏解し、

史將錄舜之美、故爲題目之辭、曰能順而考案古道而行之者、是

爲帝舜也。……此舜性有深沈智慧、文章明鑑、溫和之色、恭遜之容、由名聞遠達、信能充實上下。(卷三、二丁ウ) という。『定本校記』は疏文を校勘し、

由名聞遠達 「由」下疑脱「此」字。案堯典「曰若稽古帝堯」、疏云「由此爲下所服、名譽著聞。」(卷三、二丁オ) という。『讀注疏記』は、

疏由名聞遠達 由字の下に疑うらくは此字を脱するか。堯典曰若稽古帝堯節の疏に由此爲下所服、名譽著聞とあるのと句法を同じくして然るべき處である。(二九二頁)

という。疏「由名聞遠達」について、『讀注疏記』はこれと堯典疏「由此爲下所服、名譽著聞」の句法が同じであると、「由」の下に「此」字を脱するのではないかとする。これは句法を論據としている。

(六) 疏に習見の語

『尚書』金縢に「武王既喪、管叔及其群弟乃流言於國、曰、公將不利於孺子。周公乃告二公曰、我之弗辟、我無以告我先王。周公居東二年、則罪人斯得。于後公乃爲詩以貽王、名之曰鷓鴣、王亦未敢誚公」(卷十二、十二丁オ・ウ)とあり、『正義』はこれを疏解し、

周公於成王之世、爲管蔡所誣、王開金縢之書、方始明公本意、卒得成就周道、天下太平。史官美大其事、述爲此篇。故追言請命於前、乃說流言於後。自此以下、說周公身事。武王既喪、成王幼弱、周公攝王之政、專決萬機。(卷十二、十二丁ウ)

という。ここは『定本校記』には説がなく、『讀注疏記』は、
疏說周公身事 浦氏盧氏はこの句の下に武王二字が脱けているという。しかしそれは滑稽な誤謬である。身事とは言辭に對する言葉であつて、序疏の若禹貢全非君言而禹身事とか、堯典疏の以

此禹之身事を始めとして、疏の中に習見している。(四九三頁) という。ここで疏は「自此以下、說周公身事」といい、『讀注疏記』は「身事」は疏に習見される語であるとし、誤りはないとして浦・盧説に従わない。

五、『定本校記』と『讀注疏記』の「以疏爲據」の校勘の學術的價值

「以疏爲據」を中心とする『定本校記』と『讀注疏記』の校勘の水準は極めて高く、その學術的價值は以下の三方面から總括される。

(一) 昭和年間における日本の漢學者の經籍校勘の水準を示す

狩野直喜・内藤湖南が開いた「京都中國學派」には優れた注疏研究の傳統があり、武内義雄の『論語義疏』校勘、倉石武四郎の『儀禮疏』校勘、常盤井賢十の宋本『禮記疏』校勘、吉川幸次郎『禮記注疏曲禮篇』校勘など、すでに經籍校勘の經驗が豊富に蓄積されていた。よつて、一九三五年からの『尚書注疏』校定³⁴共同研究は、まさに機が熟して始まったものと言える。『定本校記』と『讀注疏記』は『尚書注疏』校定³⁵共同研究の成果であり、昭和年間における日本の漢學者の經籍校勘の水準を反映している。竹之内靜雄は『先知先哲』の吉川幸次郎の項で、

昭和十年から研究所の經學文學研究室において『尚書正義』の會讀が先生(筆者注・吉川幸次郎)を中心に行われ、八年を費して定本が完成した³⁴。その本文批評(テキストクリティーク)は經學史上劃期的な業績とされ、中國自體をふくむ世界の中國學(シノロジー)高峯の一つとなつた³⁵。

と、『尚書注疏』校定³⁶共同研究の成果に對して極めて高い評價を與

えている。

『定本校記』と『讀注疏記』が刊行されて以來、中國の學界で利用されることは非常に少なく、杜澤遜主編『尙書注疏匯校』に至つてようやく『定本校記』が収録された。その『尙書注疏匯校引用各家校記目録』の末條には、

十五、『尙書正義校勘記』二十卷（定本『校記』） 日本倉石武四郎、吉川幸次郎等撰、日本昭和十四年（一九二五）東方文化研究所排印『尙書正義定本』附本。所校以日本宮内廳藏宋刻單疏本、足利學校藏宋刻八行本爲主、古本則有燉煌本、九條本、神田本、内野本、神宮本、足利本、清原宣賢手鈔本等、足資參證。⁽³⁶⁾

という。『尙書注疏匯校』が引用する校記のうち、日本人の著作には山井鼎考文、物觀補遺『七經孟子考文補遺』のうちの『尙書注疏』二十卷、『古文考』一卷がある。『考文』の成立は享保十一年（清雍正四年、一七二六）、『補遺』の成立は享保十五年であり、『尙書正義定本』第一冊が一九三九年に刊行されるまで二百年近くを隔てている。よつて『定本校記』と『讀注疏記』の校勘は日本の昭和年間の經籍校勘の水準を反映し、學術史的意義があると言えるだろう。吉川幸次郎は「尙書正義定本序」で、

其の校勘の例は、徵引惟れ博し。祕閣の單疏は、首めとして海内の孤本に遵い、足利の八行は、復た千里を涉りて重ねて校す。明清公私の刻、乾嘉近賢の注に及ぶまで、凡そ異同有れば、畢く綜べきる莫し。……又た今の經と傳とは、孔の見し所に異なり。

八行以下、懽爾として相い併す。合符の復た析つに非ざれば、詎んぞ柄鑿の能く容れんや。進退據を失するは、多くは此れに坐す焉。茲こに會昌の運、大同の世に逢い、國朝の博士の讀む所、李唐の

經生の寫す所、兩京の楹書より出で、泰西の博物に在り。眞蹟を工鏡に傳え、副本を使船に託す。雲集鱗比して、咸な精舍に萃まる。皆な近儒の觀る莫き所、實に千載の一時なり。爰に盡く參稽して、博く折衷を爲す。遠く長興の前に溯り、略ぼ貞觀の舊に復す。庶わくば此の疏讀、彼の經傳に傳し、子の母に應ずる如く、膠の漆に投ずるに似ん。此れ亦た讀疏の新徑、校經の創例なる者なり。⁽³⁸⁾

ここで『尙書正義定本』の校勘に「近儒所莫觀」の新見資料があるというのは、日本に流傳し保存された燉煌本・西域本・岩崎本・九條本・神田本・内野本・神宮本・足利本・中原康隆手鈔本・清原宣賢手鈔本等の鈔本のことである。⁽³⁶⁾ これらの資料に據つて校勘したことで、長興刊版以前の經・傳の相貌を探索することができるようになった。ここで試みられた疏によつて經・傳を考える方法によつて、疏と經・傳とを密接に結合させることが可能となるのであつて、これこそが「讀疏之新徑、校經之創例者也」なのである。以上から、『尙書正義定本』の校勘の主旨と理想が明らかとなつた。

明治・大正・昭和年間に敦煌本・舊鈔本等が大量に發見され、『尙書正義定本』の校勘に有利な條件ができ、これらの新資料に依據しながら、「以疏爲據」の校勘法を實行したことで、質の高い成果が得られた。これは昭和年間における日本の漢學者の經籍校勘の水準の高さを示している。⁽³⁸⁾

(二) 前人の校勘の不備を補つ

『尙書注疏匯校』に収録される中・日の十五種の校記のうち、『定本校記』は最後に位置する。『定本校記』を『匯校』十五家の校記全體に置いてみると、『定本校記』と前人の校勘の異同を見て取ることができ、『定本校記』の特殊な點が明らかとなる。『定本校記』の「以疏

爲據」の校勘は、多くが前人の校勘が言及していないものであり、前人の不備を補うことができる。以下に例を挙げて論じる。

1、『尚書』多方に「亦惟有夏之民叨愆 日欽劓割夏邑」とあり、孔傳は「桀洪舒於民、故亦惟有夏之民、貪饕忿憤而逆命。於是桀日尊敬其能劓割夏邑者、謂殘賊臣」という(卷十六、十七丁ウ)。「正義」は孔傳を疏解し、

禮記云「言悖而出、亦悖而入。」桀既不憂於民、故民亦違逆桀命、爲貪饕忿憤之行。文十八年左傳云「縉雲氏有不才子、貪於飲食、冒於貨賄、天下之民、謂之饕餮。」說者皆言、貪財爲饕、貪食爲餮、饕即叨也。(卷十六、十八丁オ・ウ)という。『定本校記』は傳文を校勘し、

貪饕忿憤而逆命 「饕」各本作「叨」、今從熒煌本、九條本。據疏、傳自作「饕」、其經、傳皆作「叨」者、恐非。(卷十六、八丁ウ)といひ、『讀注疏記』は、

貪饕忿憤而逆命 熒煌本九條本に従う。各本は饕を叨に作るが、疏に貪饕忿憤と二度見えるのは、傳が饕字に作っていたればこそであり、更にまた饕即叨也というのは、傳の饕字と經の叨字とを結びつけたものである。諸本が經傳ともに叨に作るのは、疏と合しない。(五八九頁)

といふ。この經文「叨愆」を、諸本の傳文は「貪叨忿憤而逆命」といひ、『尚書正義定本』は熒煌本・九條本に據つて傳文の「叨」を「饕」に改める。『定本校記』と『讀注疏記』の記述に據れば、『正義』は孔傳を解して「貪饕忿憤」また「饕即叨也」といひ、孔傳が「饕」に作るの疏に合うので、熒煌本・九條本に従つて「叨」を「饕」に改めた。『尚書注疏匯校』の「貪叨忿憤而逆命」條には『定本

校記』の説だけを掲げているから、この説は前人の不備を補うものと言える。

2、『尚書』說命上に「王宅憂亮陰三祀」とあり、孔傳は「陰、默也。居憂、信默三年不言」という(卷九、十九丁ウ)。「正義」は孔傳を疏解し、

陰者、幽闇之義、默亦闇義、故爲默也。易稱「君子之道、或默或語。」則默者不言之謂也。無逸傳云「乃有信默、三年不言。」有此信默、則信謂信任冢宰也。(卷九、十九丁ウ)と述べる。『定本校記』は傳文を校勘し、

陰默也 「陰」上内野本、神宮本、足利本有「亮、信也」三字。(卷九、十丁ウ)と述べる。『讀注疏記』は、

傳陰默也 陰の上に内野本神宮本足利本は亮信也の三字が有る。山井氏は其の晉書杜預奏議に引ける尚書傳と合するを據として古本を是としたが、阮氏は杜預が梅賾の前に在ること、亮信の訓の已に舜典に見えることを指摘して山井氏を駁する。今案ずるに山井氏が證を杜議に取るの不當は云う迄も無い。但阮説も稍周密を欠く。舜典に王范の注が用いられていた頃には彼に亮信の訓が無かつたとも考え得るからである。なお浦氏は別に説を立て禮記疏に従えば當に亮信也の三字あるべしと謂う。案ずるに喪服四制の釋文に孔安國讀爲諒陰、諒信也、陰默也とあり、浦校に所謂禮記疏は恐らく釋文の誤であろうが、彼に引くものは蓋し論語の孔注であつて、此の傳ではない。(四二四〜四二五頁)と述べる。ここでは、孔傳「陰、默也」の前に「亮、信也」の三字を脱するか否かについて、多くの議論がなされている。『讀注疏記』は

浦鏗の誤を正し、浦鏗のいう「禮記疏」が『經典釋文』の誤りではないかとする。加えて、その『釋文』にいう孔安國説とは「論語」孔注を指し、この孔傳ではないことも指摘する。『讀注疏記』のこの説は前人未發のところであり、前人の不備を補うことができる。

(三) 校勘の思考過程を示す

『定本校記』と『讀注疏記』を比較すると、往往にして『定本校記』は簡潔でただ現象と結論を示すだけであるのに對し、『讀注疏記』は判斷理由と推論過程を説明する。『讀注疏記』には東方文化研究所の『尙書注疏』校定⁽⁴⁶⁾共同研究における『尙書注疏』校勘に對する思考過程が非常に多く記載され、校勘思想の研究の貴重な材料となる。一例を擧げる。

『尙書』伊訓に「嗚呼。嗣王祗厥身、念哉。聖謨洋洋、嘉言孔彰」とあり、孔傳は「洋洋美善言甚明可法」という(卷八、十六丁オ)。「正義」は經「聖謨至孔彰」を疏解し、

此歎聖人之謨洋洋美善者、謂上湯作官刑、所言三風十愆、令受下之諫、是善言甚明可法也。(卷八、十六丁オ)

と述べる。『定本校記』は傳文を校勘し、
洋洋美善言甚明可法 案正義曰「此歎聖人之謨洋洋美善者」、又曰「是善言甚明可法也」、「言」上復有「善」字。(卷八、四丁ウ)と述べる。『讀注疏記』は、

傳洋洋美善言甚明可法 岳本は善の下に也字があり、善字を上屬せしめる。之に反し内野本清原宣賢手鈔本の點は善字を下屬せしめる。疏には此歎聖人之謨洋洋美善者とあると共に是善言甚明可法也とあり、適從に苦しむ。或は疏の前文を執つて岳本に質し、其の後文の善言は經の嘉言の譯に過ぎぬとするが、何故かかる紛

らわしい字を以て譯したかと問えば、窮する。また疏の二善字の一を衍文とする説、傳に一善字を脱するとする説もあるが、みな質言し難い。(三九二頁)

という。ここで孔傳は「洋洋美善言甚明可法」といい、『定本校記』はただ『正義』が孔傳を解する際に、兩者の間に食い違いがあることを言うだけである。『讀注疏記』は兩者の不一致を説明しようと試みるが、しかし結局「みな質言し難い」とする。ここは様々な解釋が可能な箇所であり、『尙書注疏』校定⁽⁴⁷⁾共同研究の際に、参加者から出た意見であろう。『讀注疏記』で示された意見は、その校勘の思考過程を明らかにしており、その研究價值は高い。

おわりに

従來の學者は東方文化研究所『尙書注疏』校定⁽⁴⁸⁾共同研究の成果に對し、肯定的な評價を與えてきたが、その議論は概述に留まつており、詳細な分析は少なかった。本稿は『尙書正義定本校勘記』と『讀尙書注疏記』の「以疏爲據」の校勘に焦點を當て、従來の學者が論及していない部分を補い、この二著に對する具體的な認識を示した。紙幅の制限上、その校勘意見の是非得失まで評價することができなかったが、この點については今後の課題としたい。

注

- (一) この共同研究の名稱は、吉川幸次郎は『尙書正義』校定⁽⁴⁹⁾と稱すこともあるが、正式名稱は『尙書注疏』校定⁽⁵⁰⁾とすべきである。東方文化學院京都研究所が発行する『東方學報 京都』第六冊「彙報・研究員助手囑託員の新研究題目」に『尙書注疏』ノ校定⁽⁵¹⁾がある(一九三六年、

三七五頁)。また、この共同研究の開始當初の研究機関の名前は「東方文化學院京都研究所」であったが、一九三八年に獨立し「東方文化研究所」となった(『人文科學研究所五十年』、京都大學人文科學研究所、一九七九)。本稿では共同研究の完成時期に合わせ「東方文化研究所」と呼稱する。

(2) この翻譯は一九四〇年二月〜一九四三年二月に岩波書店から出版された。

(3) 杜澤遜主編『尙書注疏匯校』第一冊「尙書注疏匯校據校本目錄」(中華書局、二〇一八)二九頁参照。

(4) 「尙書注疏匯校凡例」の第十五條に「各條校記之下、附列前人校記。計有顧炎武『九經誤字』、日本山井鼎、物觀『七經孟子考文補遺』、……日本東方文化研究所『尙書正義定本』附『校勘記』、共十五家」(『尙書注疏匯校』第一冊、一三〜一四頁)とある。『讀注疏記』は日本語で書かれ、またその内容は校勘以外にも互り、「校記」の體裁ではないので、『匯校』では用いられなかったものと思われる。

(5) 十次の刊行日は、①『東方學報』京都』第七冊、一九三六、②第八冊、一九三七、③第九冊、一九三八、④第十冊第一分、一九三九、⑤第十冊第二分、一九三九、⑥第十冊第三分、一九三九、⑦第十冊第四分、一九四〇、⑧第十一冊第一分、一九四〇、⑨第十一冊第二分、一九四〇、⑩第十一冊第四分、一九四一。

(6) 『尙書注疏』校定」共同研究は實際には昭和十六年二月に終了している。吉川が「十八年」というのは、『尙書正義定本』が昭和十八年三月に刊行し終わったことに據るのかもしれない。

(7) これは『東方學報』京都』の刊行物を指す。

(8) 『吉川幸次郎全集』第二卷(筑摩書房、一九七五)、六六九〜六七〇頁。

(9) 『讀注疏記』の中には吉川の執筆ではない部分があり、それは『讀注疏記』に用語の不一致があることから窺える。たとえば、『尙書注疏』校定」共同研究が據った「弘化四年熊本藩時習館影刻八行本」は、『讀注疏記』では「時習館本」(三一九頁)、「時習館覆刻八行本」(三二八、三四〇、三五七、三七〇頁)、「時習館八行本」(三八七、四九八頁)、「時習館景刻八行本」(四二七頁)、「景刻八行本」(四二八、五六三頁)、「時習館覆刻本」(五二二頁)など、大きな不一致が見られる。

(10) 五回の補遺・補訂とは、「讀尙書注疏記(二)」に附された「讀尙書注疏記(一)補遺」(『東方學報』京都』第八冊、一九三七)、「讀尙書注疏記(四)」に附された「讀尙書注疏記(二)補遺」(第十冊第一分、一九三九)、「讀尙書注疏記(六)」に附された「讀尙書注疏記(三)」(四) (五)補訂」(第十冊第三分、一九三九)、「讀尙書注疏記(八)」に附された「讀尙書注疏記(四)補」(第十一冊第一分、一九四〇)、「讀尙書注疏記(七)」に附された「讀尙書注疏記(七)(八)(九)補遺」(第十一冊第四分、一九四一)のこと。

(11) 共同研究は毎週金曜の午後一時から五時まで行われるのが通例だった。

(12) 『東方學』第七四輯、一九八七、一五〇〜一五一頁。

(13) 「平岡武夫先生年譜」『漢學研究』第二〇號、一九八三)参照。

(14) 『東方學報』京都』第九冊「彙報」(一九三八)三九六頁参照。

(15) 吉川は『尙書正義』解題「尙書正義定本」の公刊に際して「『東方學報』京都』第十冊第三分、一九三九、後に『吉川幸次郎全集』第八卷に收録)を発表した上、「尙書正義定本序」を執筆しており、『尙書正義定本』の刊行の主要者が吉川であったと言える。

(16) 『尙書正義定本序』の末に「其所取校、悉列於左」とあり、その下に書目がある(『尙書正義定本』第一冊、東方文化研究所、一九三九、三丁オ〜六丁ウ)。なお、この「序」は『尙書正義定本』の原書には「昭

和十四年二月東方文化研究所經學文學研究室謹序」とあるが、実際には吉川幸次郎の撰にかかり、後に『吉川幸次郎全集』第八卷（筑摩書房、一九七〇）に收められた。

- (17) 『尙書正義定本』（一九三九年刊行、東方文化研究所研究報告第十四册）卷二、十丁ウ。以下、『尙書』の經・注・疏は全てこの本に據り、引文の直後に卷數・頁數を表示する。この本の句讀は全て句點で打たれており、一部を讀點に改めた。なお、本稿は校勘に關する検討であるため、原文の訓讀・翻譯は表示しないものとする。

- (18) 『尙書正義校勘記』（『尙書正義定本』第一册附）卷二、四丁オ。以下、『定本校記』は全てこの本に據り、同じく引文の直後に卷數・頁數を示す。
- (19) 『吉川幸次郎全集』第二卷、二八五頁。以下、『讀注疏記』は全てこの本に據り、同じく直後に『全集』第二卷の頁數を示す。

- (20) この條の『定本校記』の刊刻は『讀注疏記』掲載の後であるから、『讀注疏記』には當初の意見が載せられ、『定本校記』は後の定本なのかもしれない。

- (21) 『定本校記』と『讀注疏記』に見られる他の校勘法としては、古本に従つて校する例、前人の説に従つて校する例、版本根據のない理校の例などがある。

- (22) 『吉川幸次郎全集』第八卷、二二頁。初出は『東方學報 京都』第十册第三分、一九三九。

- (23) また、吉川は「尙書正義定本序」で「又た今の經と傳とは、孔の見し所に異なり。八行以下、槽爾として相い併す。合符の復た析つに非ざれば、詛んぞ柄鑿の能く容れんや。……爰に盡く參稽して、博く折衷を爲す。遠く長興の前に溯り、略ぼ貞觀の舊に復す。庶わくば此の疏讀、彼の經傳に傳し、子の母に應ずる如く、膠の漆に投ずるに似ん。此れ亦た讀疏の新徑、校經の創例なる者なり」（『吉川幸次郎全集』第八卷、二

七頁）という。これによれば、吉川は「以疏為據」の校勘方法について、その目的は「遠く長興の前に溯り、略ぼ貞觀の舊に復す」にあるとし、このことに自信があつて「此れ亦た讀疏の新徑、校經の創例なる者なり」と豪語した。

- (24) 八行本以下の傳文は多く、「弦」に作り、十行本だけが「以」とする。『尙書注疏匯校』第三册、七〇三頁參照。

- (25) 『尙書正義定本序』の書目には「内野本 鈔本。舊爲東京内野氏所藏、今歸靜嘉堂文庫」（頁四丁オ）、「神宮本 鈔本。神宮文庫所藏、闕卷三、卷四及卷十一」周官司徒掌邦教「至卷十二」其侍御僕從罔匪正人」（四丁ウ）とある。

- (26) 『尙書正義定本』卷五、十四丁ウ。

- (27) 浦鏗『十三經注疏正字』（臺灣商務印書館、影印文淵閣四庫全書本、一九八三）卷四、十七丁オ。

- (28) 盧文弨『群書拾補』尙書注疏（世界書局、影印抱經堂本、一九六三）虞書、十二丁オ。

- (29) 堯典疏の「計七宿房在其中」（卷二、十七丁オ）、「計仲夏日在東井」（卷二、十七丁オ）、「計仲秋日在角亢」（卷二、十七丁ウ）、「計四岳職掌天地、當是朝臣之首」（卷二、二十一丁ウ）はその例。

- (30) 陳垣『校勘學釋例』卷六・校例の「第四十三校法四例」に「四爲理校法。段玉裁曰、校書之難、非照本改字不訛不漏之難、定其是非之難。所謂理校法也。遇無古本可據、或數本互異、而無所適從之時、則須用此法」とある（上海書店出版社、一九九七、一二二頁）。

- (31) 浦鏗『十三經注疏正字』卷七、十五丁オ。

- (32) 盧文弨『群書拾補』尙書注疏・周書、九丁ウ。

- (33) 拙著「日本近代京都學派對注疏之研究」（『唐代經學及日本近代京都學派中國學研究論集』、里仁書局、一九八八）を參照。

(34) 共同研究は一九三五年から一九四一年の約六年ほどであり、ここで竹之内が「八年」というのは、『尙書正義定本』が一九四三年に刊行を終えたことに據るのだろう。

(35) 竹之内靜雄『先知先哲』（新潮社、一九九二）、一五頁参照。

(36) 『尙書注疏匯校』第一冊『尙書注疏匯校據校本目錄』二九頁。

(37) 『七經孟子考文補遺』の中國における流傳と影響については、翟豔丹「乾隆中後期『七經孟子考文補遺』的傳抄與閱讀」（『文獻』二〇二一年第三期）、陳東輝「十三經注疏校勘記」與『七經孟子考文補遺』之關係探微」（『國學學刊』二〇一五年第一期）を参照。

(38) 『尙書正義定本の序（譯文）』（『吉川幸次郎全集』第八卷）二六〇二七頁。原文は漢文で書かれ、『尙書正義定本』第一冊の冒頭に收められる。

(39) 諸鈔本の所在地とその内容については、『尙書正義定本序』の書目に詳しい。たとえば「西域本」について、「序」は「唐鈔本。一出吐魯藩、存卷二大禹謨、夔夔齋標」至篇末、在柏林普魯士博物館、用武内氏景本。一出和闐、存卷四太甲上、率乃祖攸行」至「無俾世迷」、舊在京都大谷氏、用『西域考古圖譜』景印本」という（頁三ウ）。

(40) 無論、昭和年間の「京都中國學派」以外の學者による經籍校勘著作にも重視すべきものはあり、加藤虎之亮（二八七九〜一九五八）の『周禮經注疏音義校勘記』（無窮會、一九五七〜一九五八）はその一つである。

(41) 『尙書注疏匯校』第八冊、二六五四頁。

(42) 『七經孟子考文』には「陰、默也：（古本）上有「亮、信也」三字。謹案：『晉書』杜預奏議中引『尙書傳』、作「亮、信也。陰、默也」臣初疑之久矣、今得古本、乃知注疏諸本脫三字也」とある。

(43) この阮元説は『尙書注疏校勘記』に見え、「陰、默也：此句上、古本有「亮、信也」三字。山井鼎曰……○按：『傳』例、已釋者不再見、亮之爲信、已於彛典釋之矣、此處不得有「亮、信也」三字。杜預在梅賾前、

安得見孔傳。其所引者、伏生『大傳』也。山井鼎之說殊謬」（卷八二七、一丁オ・ウ）とある。

(44) 浦鏗『十三經注疏正字』は「傳「亮、信也。陰、默也」脫亮信也三字、從禮記疏校」（卷六、十二丁オ）といい、『讀注疏記』はこの「禮記疏」が「釋文」の誤りと指摘する。附釋音十行本では「釋文」が注疏本に合刻され、閩・監・毛本も同じであるから、清人は「釋文」を疏文と誤認する場合がある。

(45) 杜澤遜は『尙書・說命』孔傳校議で「陸德明所說的「孔安國讀爲亮陰。亮、信也。陰、猶默也」、是孔安國對『論語』的注釋、而不是對『尙書』的注釋」（『尙書注疏校議』、中華書局、二〇一八、二一〇頁）と述べ、『讀注疏記』の説と同じである。

(46) 第二節の議論を参照。

(47) 『讀注疏記』にしばしば見える「有一説」、「或以爲」から始まる説明のうち、前人の論には見出し難いものは、共同研究の際の討論の意見を記録したものではないかと考えられる。

(48) 連清吉「吉川幸次郎『尙書正義定本』的定位」（『中國經學研究會主編』第七屆中國經學國際學術研討會論文集、政治大學中文系出版、二〇一〇）を参照。

(49) 野間文史『尙書正義版本小考—八行本『尙書正義』と九行本『尙書注疏』—』（原刊『東洋古典學研究』第二三集、二〇〇七、後に『五經正義研究論叢—義疏學から五經正義へ—』、研文出版、二〇一三に收入）は、吉川『尙書正義定本』の校勘では北京圖書館（現中國國家圖書館）藏越刊八行本『尙書正義』および臺北故宮博物院藏九行本『尙書注疏』を参考にすることができなかつたため、不備が存在すること、しかし『尙書正義定本』は依然として『尙書正義』の最善のテキストであることを指摘しており、参照に價する。また、杜澤遜『尙書注疏校議』卷五

には、『尙書正義定本』據日本古本改字之非」、「定本」據疏文改經文之可議」、「定本校記」之非」、「定本校記」不明孔穎達疏文之例者」、「定本校記」引盧文弨校未確」の五則によって、『定本校記』の誤りを指摘する（一六三～一六五頁）。

※本稿は中國國家社會科學基金項目「近代日本京都中國學派經學研究文獻之整理與探究」（項目編號：20BZW154）の段階的成果である。